

「シルバーマーク」及び「シルバーくん」の商標使用に関する要綱

平成24年8月24日 24東し総第 800号
改正 平成25年6月21日 25東し総第 524号
改正 令和2年4月1日 31東し総第0000号

(目的)

第1条 公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）の登録商標である「商標登録番号 第5262049号、第5591593号」（以下、「シルバーマーク」という。）及び「商標登録番号 第4657577号、第5591592号」（以下、「シルバーくん」という。）に係る商標（以下、「本件商標」という。）は、シルバー人材センターで働く高齢者が広く連携し、共に働き、共に助け合うことで会員相互の連帯感を強め、活力ある地域社会の実現を目指し制作されたものである。

この要綱は、財団の本件商標に係る独占的な使用に関し、シルバー人材センター事業の取組みの周知、発信及び財団の利益損失防止に寄与することを目的に、本件商標を管理し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において管理する本件商標は、別紙1のとおりである。

(商標使用)

第3条 財団理事長（以下、「理事長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標を使用させることができる。

- (1) 国又は東京都等の地方公共団体が公共用に使用する場合
- (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第二項に規定するシルバー人材センターが、公益活動として使用する場合
- (3) その他、理事長が使用することを認める場合

(使用許可)

第4条 本件商標を使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、あらかじめ「シルバーマーク」及び「シルバーくん」商標使用の許可申請書（様式1号）に必要書類を添えて、理事長の許可を得なければならない。なお、許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2 前項に基づく許可の内容には、第1条に規定する商標権の使用許可の他、本件商標権に係るその他の一切の知的財産権の使用許可を含むものとする。

なお、理事長は理由の如何に関らず、使用許可を取消することができるものとする。

3 使用申請について、理事長が必要であると判断したときは、使用申請者に対し、書類の

修正や追加書類の提出を求めることができる。

- 4 第1項及び第3項の申請に要する経費は、使用申請者が負担するものとする。
- 5 理事長は、第1項の規定により許可をする場合において、条件を付することができる。
- 6 理事長は、前項に規定する許可を行った場合は、「登録商標の有償使用許可通知書」(様式2号)又は「登録商標の無償使用許可通知書」(様式3号)を通知するものとする。

(使用許可の制限)

第5条 理事長は、前条の規定にかかわらず、使用申請者の本件商標の使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (2) 本件商標のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (3) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する使用が認められる場合
- (4) 使用申請者が暴力団等反社会的勢力((使用申請者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ等)であるとき、又は関係をもっているとき
- (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (6) 不当な利益を得るために利用される恐れがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) 財団の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (9) 本件商標の著しい変形を行う場合
- (10) この要綱の規定に従わない恐れがある場合
- (11) その他、理事長が本件商標の使用が適当でないと認める場合

- 2 理事長は、前項の規定により使用許可を行わない場合は、「登録商標の使用不許可通知書」(様式4号)により使用申請者へ通知するものとする。

(使用料)

第6条 登録商標の有償使用の許可を受けた場合における本件使用料は、原則、理事長が別途定める金額とする。

- 2 第3条第1項第1号及び第2号に該当する場合、又は、その他公益上の観点から、理事長が適当である認める場合においては、本件商標を無償とする。

(使用許可期間)

第7条 本件商標の使用期間は、理事長が使用を許可した日から当該日の属する年度の末日までとする。

- 2 第3条第1項第1号に定める国又は地方公共団体、及び第2号に定めるシルバー人材センター等に対して、理事長が本件商標の無償使用を許可した場合は、理事長より許可更新しない旨の書面による通知がなされない限り、同一の条件で自動的に1年間延長され、その後も同様とする。なお、理事長は必要に応じて使用期間を短縮することができる。
- 3 有償使用許可に係る期間終了後、引き続き本件商標を使用しようとするものは、改めて第4条の申請を行い、理事長の許可を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 第4条の使用許可を受けた者(以下、「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本件商標の使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 本件商標の使用にあたっては、使用許可(第4条にある使用許可事項の変更使用許可があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
- (3) 使用許可を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、発注等を行う個数以上の製造等が行われないように義務付けるなど、使用者の責任で行うこと。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第9条 財団は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第4条第1項に定める「シルバーマーク」及び「シルバークン」商標使用許可申請書に記載した内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (2) 使用者が第5条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
 - (4) その他、使用許可の取り消しが相当と認められる事由があると理事長が判断した場合
- 2 理事長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
- 3 第1項の規定により使用許可を取り消したときは、既納の使用料は返還しない。
- 4 理事長は、第1項の規定により使用許可の取消しを行った場合は、取消し通知書により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。
- 5 前項の規定により使用許可の取消しを受けた者は、使用対象物等に使用許可取消の日から本件商標を使用することができない。
- 6 理事長は、使用許可の取消しを受けた者に対して、使用許可の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 7 理事長は、第1項の規定により使用許可の取消しを受けた者が、その取消し後に行った使用許可申請について、必要と認める期間、使用許可を行わないことできる。
- 8 理事長は、使用許可を受けずに本件商標を使用した者が行う使用許可の申請について、前項の規定を適用することができる。
- 9 前二項に定める理事長が認める期間は、第7項の規定については取消しの日から、第8項の規定については財団が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(賠償責任等)

第10条 財団は、使用許可を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、財団に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、本件商標の使用に際して故意又は過失により財団に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を財団に賠償しなければならない。
- 4 理事長は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第11条 理事長は、本件商標の適正な管理と、広く使用促進を図る観点から、使用許可の状況及び使用許可の取消し状況について、一般の第三者に対して情報を公開することができる。

(個人情報の取扱い)

第12条 財団は、本件商標の使用許可にあたり取得した使用申請者の個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「東京しごと財団 個人情報の保護に関する規程」(平成4年12月18日規程第9号)及び関係法令を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(専属的合意管轄)

第13条 この要綱に関連して生じた紛争については、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を専属的合意管轄とする。

(要綱の改定)

第14条 理事長は、本要綱の一部又は全部をいつでも改定することができる。改定後の要綱は、財団のホームページへの掲載時に、その変更の効力が生ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。